資料２

富山県民福祉基本計画（第二次改定版）　第４回福祉基本計画専門分科会(1/31)中間報告案からの主な変更点　新旧対照表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ﾍﾟｰｼﾞ | 中間報告案 | 今回修正案 | 備考 |
| ｐ26ｐ26ｐ31ｐ33ｐ33ｐ34ｐ34ｐ43ｐ44ｐ44ｐ47ｐ51ｐ52ｐ52ｐ53ｐ60ｐ65ｐ67ｐ68ｐ71ｐ87ｐ87 | 第１編　計画の策定第２章　計画策定の背景３　福祉施策の制度改正(3)　児童福祉施策（略）さらに、2016(平成28)年の児童福祉法等の改正では、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策について更なる強化を図るため、市町村や県（児童相談所）の役割が明確化されたほか、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置や研修の義務化、児童相談所の専門職の増員などの体制強化、里親委託等の推進などが盛り込まれました(4)地域福祉施策　　①生活困窮者自立支援法の施行　高齢化の進展に加え地域経済や雇用情勢の低迷により、生活が不安定になり孤立しやすい人々や生活に困窮する人々が増加する中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、2015(平成27)年４月、生活困窮者自立支援法が施行され、様々な困難を抱える生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行う仕組み(第２のセーフティネット)が構築されました。（追加）第２編　計画の内容第１章　ともに支え合う「ひとづくり」Ⅰ　生涯を通じた自立と支え合いの推進１　人に寄り添い支え合う心の醸成(2)　地域共生社会を推進する主体の連携地域共生社会を推進するため、民生委員・児童委員など地域福祉の担い手となる方々の連携を支援します。Ⅱ　福祉を担う人づくり　質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保(1)　専門人材の育成・確保・定着・資質向上①若者等への介護・福祉の魅力のＰＲや多様な人材の参入促進・　社会に学ぶ『14歳の挑戦』や中高生への出前講座、高校生の介護体験学習など福祉施設等でのインターンシップの推進による若者の参入促進③就業支援（略）・　県健康・福祉人材センターへの専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による就業希望者への支援④処遇・職場環境の改善等による職場定着支援（略）（追加）⑤保育士等の人材確保と就業継続の支援（略）・　再就職準備金貸付等の再就職支援の充実・周知など、潜在保育士の掘り起こしや就労支援による保育士等の確保・　保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩み事相談等の対応による、定着対策の推進２　地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成(1)　民生委員･児童委員の確保と資質の向上地域住民にもっとも身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、その資質の向上を図ります。第２章　安心して暮らせる「地域づくり」Ⅰ　地域共生社会の形成に向けた基盤づくり(2)　住環境等のバリアフリーの推進③交通機関移動に配慮が必要な高齢者や障害者等が、就業、買い物などの社会的活動を円滑に行うことができるよう、交通機関のバリアフリーを推進します。⑤安全で安心できる生活環境の実現・　歩道幅員の確保や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、無電柱化など安全で快適な歩行空間の整備(3)　情報のバリアフリーの推進・　点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、同行援護従業者、盲ろう者向け通訳・介助員、朗読奉仕員などの育成と活動支援２　地域共生社会の形成に向けた拠点づくり(1)　地域共生型福祉拠点の拡充高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点の設置促進に努めます。Ⅱ　福祉サービス基盤の充実１　子育て支援等の充実 (3)　仕事と子育ての両立支援（略）・　社会に出る前の学生を対象に、イクメン・カジダンの養成と普及啓発の実施２　障害児者の療育及び教育の充実(1)　療育の充実（略）（追加）３　在宅・施設サービスを相互に活用できる介護･自立支援基盤の整備(1)　在宅サービス機能の拡充強化（追加）(2)　在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供（略）・　児童養護施設における、より家庭的な環境での小規模グループケア化に対する支援やグループホーム整備への支援　　（追加）４　在宅福祉・医療サービスの充実 (2)　地域における日常的な支え合い体制の構築（略）（追加）Ⅲ　生きがいと自立を育む地域社会の形成４　高齢者、障害者等の就労支援 (2)　雇用・就業支援（略）（追加）（追加）・　「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用した、福祉の先駆的取組みの促進第３章　地域で支え合う「しくみづくり」Ⅰ　人権を尊重した福祉の仕組みづくり１　権利擁護の推進(1)　日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及促進・　国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、市町村・関係団体等と連携した利用促進のための支援３　障害等を理由とする差別の解消 (2)　障害及び障害のある人への理解の促進（略）（追加）５　社会的に配慮が必要な人々への対応（ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進）(1)　地域支え合いの体制づくり（略）・　性同一性障害や同性愛など、ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）の人々に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための県民への啓発Ⅱ　利用者本位のサービスの提供１　利用者の立場に立った質の高いサービスの提供(4)　家族等の介護者への支援（略）・　育児・介護休業法に基づく介護休業制度や短時間勤務制度、フレックスタイム制等の普及啓発（追加）第３編　計画の実現に向けて２　民間と行政の協働と役割分担(1)県民に期待される役割　③　民生委員・児童委員に期待される役割（略）一方、今後ますます福祉サービスや地域住民のニーズの多様化が予想されることから、制度の変化等に対応するための資質向上を図るとともに、住民のニーズを的確に把握するため、より地域に密着したきめ細かな活動を展開することが期待されます。（追加）(2)企業、団体に期待される役割　①　企業や各種団体に期待される役割民間企業や協同組合などの各種団体は、決して地域社会から分離された存在ではなく、地域社会に必要な諸活動を行うことによって、その存在を認められる地域社会を構成する重要な一員です。このため、これらの企業や団体には、地域の福祉力を向上させるため、地域社会における各種の福祉活動を担う主体としての役割が期待されます。具体的には、本来の活動を活かした、買物支援サービスの提供や高齢者・障害者等のニーズに合った商品の開発、要支援者への個別の生活サービスの提供、また、高齢者や障害者等の雇用を積極的に進めることなど、地域社会に貢献する活動が多く考えられます。さらに、仕事と子育てや介護などが両立できる職場環境を整備することや従業員の体や心の健康に配慮することも求められています。 | 第１編　計画の策定第２章　計画策定の背景３　福祉施策の制度改正(3)　児童福祉施策（略）　　さらに、2016(平成28)年の児童福祉法等の改正では、児童の権利と最善の利益、保護者の育成責任と行政の保護者支援が規定され、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策について更なる強化を図るため、市町村や県（児童相談所）の役割が明確化されたほか、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置や研修の義務化、児童相談所の専門職の増員などの体制強化、里親委託等の推進などが盛り込まれました。(4)地域福祉施策　①生活困窮者自立支援法や成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行　高齢化の進展に加え地域経済や雇用情勢の低迷により、生活が不安定になり孤立しやすい人々や生活に困窮する人々が増加する中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、2015(平成27)年４月、「生活困窮者自立支援法」が施行され、様々な困難を抱える生活困窮者の早期発見や包括的な支援を行う仕組み(第２のセーフティネット)が構築されました。　また、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図るため、2016(平成28)年４月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立(同年５月施行)するとともに、2017(平成29)年３月、本法律に基づき「成年後見制度利用促進計画」が策定され、成年後見制度の利用促進に向けた国や都道府県、市町村等の役割が示されました。第２編　計画の内容第１章　ともに支え合う「ひとづくり」Ⅰ　生涯を通じた自立と支え合いの推進１　人に寄り添い支え合う心の醸成(2)　地域共生社会を推進する主体の連携地域共生社会を推進するため、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア、民生委員・児童委員・その他の委嘱委員、企業・協同組合、社会福祉法人・学校法人、社会福祉協議会、市町村など地域福祉の担い手となる主体相互の連携・協働を支援します。Ⅱ　福祉を担う人づくり１　質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保(1)　専門人材の育成・確保・定着・資質向上①若者等への介護・福祉の魅力のＰＲや多様な人材の参入促進・　社会に学ぶ『14歳の挑戦』での福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生の介護体験学習、インターンシップ等による、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の参入促進③就業・相談支援（略）・　県健康・福祉人材センターへの専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による、介護・福祉に従事又は再従事しようとする者への支援④処遇・職場環境の改善等による職場定着支援（略）・　新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成支援⑤保育士等の人材確保と就業継続の支援（略）・　再就職準備金貸付等の再就職支援の充実や保育を取り巻く最新情報の提供など、潜在保育士の掘り起こしや就労支援による保育士等の確保・　保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩み事相談等の対応など、離職防止等定着対策の推進２　地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成(1)　民生委員･児童委員の確保と資質の向上地域住民にもっとも身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保やその資質の向上に努めるとともに、民生委員・児童委員と関係団体等との連携促進を図ります。第２章　安心して暮らせる「地域づくり」Ⅰ　地域共生社会の形成に向けた基盤づくり(2)　住環境等のバリアフリーの推進③交通機関移動に配慮が必要な高齢者や障害者等が、就業、買い物などの社会的活動を円滑に行うことができるよう、交通機関のバリアフリーを推進するとともに、生活の足である地域公共交通の維持・確保に努めます。⑤安全で安心できる生活環境の実現・　障害者等の安全かつ円滑な通行に配慮した段差解消や歩道幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置、無電柱化など安全で快適な歩行空間の整備(3)　情報のバリアフリーの推進・　障害者が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、点訳奉仕員や朗読奉仕員、同行援護従業者等の養成、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の養成・派遣２　地域共生社会の形成に向けた拠点づくり(1)　地域共生型福祉拠点の拡充高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、多様な主体により富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点の設置が促進されるよう努めます。Ⅱ　福祉サービス基盤の充実１　子育て支援等の充実 (3)　仕事と子育ての両立支援（略）・　県内大学等での出前講座の実施による男性の主体的な家事・育児参画の促進２　障害児者の療育及び教育の充実(1)　療育の充実（略）・　医療的ケアの必要な重症心身障害児者などの入退院等に係る利用調整や相談支援等を行う体制の構築３　在宅・施設サービスを相互に活用できる介護･自立支援基盤の整備(1)　在宅サービス機能の拡充強化・　居住機能に地域生活支援機能を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）等の整備による障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築(2)　在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供（略）・　児童養護施設等における、より家庭的な環境での小規模グループケア化に対する支援やグループホーム整備への支援・　児童の年齢である18歳を超えた場合においても、里親や児童養護施設、自立援助ホームにおいて、22歳まで必要な支援の継続４　在宅福祉・医療サービスの充実 (2)　地域における日常的な支え合い体制の構築（略）・　発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士等の集まる場の提供Ⅲ　生きがいと自立を育む地域社会の形成４　高齢者、障害者等の就労支援 (2)　雇用・就業支援（略）　 ・　企業の障害者雇用担当者に対する一貫した個別指導の実施・　障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介や見学会の開催等を実施・　「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用して取り組んだ福祉の先駆的取組みの充実第３章　地域で支え合う「しくみづくり」Ⅰ　人権を尊重した福祉の仕組みづくり１　権利擁護の推進(1)　日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及促進・　「成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項）に基づく、市町村・関係団体等と連携した利用促進のための支援３　障害等を理由とする差別の解消 (2)　障害及び障害のある人への理解の促進（略）・　外見からは障害のあることが分からない場合や自ら意思表示することが困難な人など、障害特性に対する理解の普及啓発５　社会的に配慮が必要な人々への対応（ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進）(1)　地域支え合いの体制づくり（略）・　性同一性障害者や同性愛者など、ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）などに対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための県民への啓発Ⅱ　利用者本位のサービスの提供１　利用者の立場に立った質の高いサービスの提供(4)　家族等の介護者への支援（略）・　育児・介護休業法に基づく介護休業制度や短時間勤務制度、フレックスタイム制等の普及啓発や企業の人事労務担当者を対象としたセミナーの開催など、仕事と介護を両立しやすい職場環境づくりの推進第３編　計画の実現に向けて２　民間と行政の協働と役割分担(1)県民に期待される役割　③　民生委員・児童委員に期待される役割（略）一方、今後ますます福祉サービスや地域住民のニーズの多様化が予想されることから、制度の変化等に対応するための資質向上を図るとともに、住民のニーズを的確に把握するため、より地域に密着したきめ細かな活動を展開することが期待されます。また、民生委員・児童委員に期待される役割が多様化する中、関係団体等との連携を一層進めていくことが大切となっています。(2)企業、団体に期待される役割　①　企業や各種団体に期待される役割　民間企業や協同組合などの各種団体は、決して地域社会から分離された存在ではなく、地域社会に必要な諸活動を行うことによって、その存在を認められる地域社会を構成する重要な一員です。このため、これらの企業や団体には、地域の福祉力を向上させるため、地域社会における各種の福祉活動を担う主体としての役割が期待されます。具体的には、本来の活動を活かした、買物支援サービスの提供や高齢者・障害者等のニーズに合った商品の開発、要支援者への個別の生活サービスの提供、高齢者や障害者等の積極的な雇用などや、また、ボランティア活動やスポーツ・レクリェーション活動等を通した住民との交流などの活動が考えられます。さらに、正規雇用の確保や非正規雇用の処遇改善を進めるとともに、仕事と子育てや介護などが両立できる職場環境を整備することや従業員の体や心の健康に配慮することも求められています。 | 委員等意見委員等意見委員等意見委員等意見他計画との整合他委員等意見他計画との整合他委員等意見他計画との整合他他計画との整合他委員等意見委員等意見委員等意見委員等意見他計画との整合他他計画との整合他委員等意見他計画との整合他他計画との整合他他計画との整合他委員等意見他計画との整合他他計画との整合他委員等意見委員等意見委員等意見 |